

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)
土地収用法による事業の認定(管理課)
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇人委規則 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則(総務課)
- ◇公 告 鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則(シ)
- ◇公 告 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(職員課)
- ◇公 告 傍聴をすることができ指名競争入札の執行(二件)(管理課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施(農政課)
随意契約の予定(会計課)

告 示

鳥取県告示第五百八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第二項の第二号に規定する臨

時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十一年八月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成十一年八月三十日 午前十時から	西伯郡西伯町大字下中谷二七三〇 有限会社 山水園	豚

鳥取県告示第五百九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 起業者の名称
青谷町
- 二 事業の種類
農業集落排水事業亀尻地区処理施設建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字堂場内
2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
気高郡青谷町大字青谷六六七

青谷町役場

鳥取県告示第五百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥取市賀露西浜土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年八月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
網師 久男	鳥取市賀露町北四丁目二七―四〇
岸 重成	鳥取市賀露町北四丁目六一―二八
岸根 金好	鳥取市賀露町北三丁目一六一―七
小林 増夫	鳥取市賀露町北四丁目二四―二〇
米谷 保	鳥取市賀露町南四丁目一三一―三一
兜金 俊男	鳥取市賀露町北二丁目二―一
中村 徹也	鳥取市賀露町北二丁目一〇―二五
濱田 寛	鳥取市賀露町北四丁目一三―三三
宮本 徳忠	鳥取市賀露町北四丁目三〇―一六
若林 良三	鳥取市賀露町北二丁目八一―二二

鳥取県告示第五百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年八月六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委任させた事務
次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覧 会 名	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	平成十一年九月十一日から同月二十日まで	鳥取県立博物館
	平成十一年十月二十七日から同月三十一日まで及び同年十一月四日から同月八日まで	倉吉博物館及び倉吉歴史民族資料館
	平成十一年九月二十六日から同年十月五日まで	米子市美術館
	平成十一年十月十一日から同月二十日まで	日南町美術館

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

課長補佐 村尾 一史

文化係長 中尾 弘

主 任 田中 幸恵

三 委任期間

平成十一年八月二十九日から同年九月一日

人事委員会規則

職員に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年八月六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和四十一年一月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「警察官の昇任試験」を「警察職員の任用に関する権限」に改め、同条第一項を次のように改める。

警察職員の任用に関する次の事務を行う権限については、警察本部長に委任する。

一 警察職員の採用に関する競争試験及びこれに関する事務の一部

二 警察官の昇任に関する競争試験及びこれに関する事務

第五条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

第六条中「警察官の昇任試験」を「警察職員の採用若しくは昇任に関する競争試験」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年八月六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十七号

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第九条第二号ホに規定する人事委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則第五条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年八月六日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十八号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の32の表中
課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
課長 総括室長（総務課に所属するものに限る。）

（総務課に所属するもの）
に、
保 育 所 を 保 育 園 に、

所長 事務長
を
所長

に、
教育長 教育次長
を
教育長 教育次長

課長 センター長
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名
 - (1) 県営住宅浜坂第一団地建替工事（第一工区）
 - (2) 県営住宅浜坂第一団地建替工事（第二工区）
- 2 日 時 平成11年 8月10日 午後 2時から
- 3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。
- 5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設係（電話番号 0857-26-7347）

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年 8月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

<p>1 工事名</p> <p>(1) 主要地方道西伯根雨瀬広域ネットワーク形成事業 (西伯町) (東上一号橋上部工)</p> <p>(2) 朝鍋ダム付替町道工事 (橋りょう上部工)</p> <p>(3) 主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事 (橋りょう) (大満大橋上部工)</p> <p>(4) 主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事 (橋りょう整備) (小林橋上部工)</p> <p>2 日 時 平成11年 8月20日 午後3時から</p> <p>3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守する。</p> <p>5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設係 (電話番号 0857-26-7347)</p>	<p>画書を作成する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <table border="1"> <tr> <td>幅 員</td> <td>7.0m</td> </tr> <tr> <td>土工事延長</td> <td>490m</td> </tr> <tr> <td>切 土</td> <td>32,406m³</td> </tr> <tr> <td>盛 土</td> <td>18,122m³</td> </tr> <tr> <td>床 掘</td> <td>7,317m³</td> </tr> <tr> <td>補強土壁</td> <td>1,478m²</td> </tr> <tr> <td>ブロック積工</td> <td>2,098m²</td> </tr> <tr> <td>法面保護工</td> <td>12,597m²</td> </tr> <tr> <td>路盤工</td> <td>3,763m²</td> </tr> <tr> <td>排水施設</td> <td>676m</td> </tr> <tr> <td>防護施設工</td> <td>809m</td> </tr> <tr> <td>残土処分</td> <td>12,664m³</td> </tr> </table> <p>(5) 工期 平成11年 9月から平成12年 3月25日まで</p> <p>(6) 予定価格 296,625,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p>	幅 員	7.0m	土工事延長	490m	切 土	32,406m ³	盛 土	18,122m ³	床 掘	7,317m ³	補強土壁	1,478m ²	ブロック積工	2,098m ²	法面保護工	12,597m ²	路盤工	3,763m ²	排水施設	676m	防護施設工	809m	残土処分	12,664m ³
幅 員	7.0m																								
土工事延長	490m																								
切 土	32,406m ³																								
盛 土	18,122m ³																								
床 掘	7,317m ³																								
補強土壁	1,478m ²																								
ブロック積工	2,098m ²																								
法面保護工	12,597m ²																								
路盤工	3,763m ²																								
排水施設	676m																								
防護施設工	809m																								
残土処分	12,664m ³																								
<p>調 達 公 告</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年 8月6日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 ふるさと林道安蔵線 (河原工区) 開設工事</p> <p>(2) 工事場所 八頭郡河原町大字北村</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、幅員7.0mの林道の新設に係る土工事及び法面保護工事である。</p> <p>イ 工事箇所の周辺は保安林であり、土砂を散逸させないように注意して施工する必要がある。</p> <p>ウ 工事箇所は地形が急峻であり、施工方法等について十分な打合せを行い施工計</p>	<p>2 技術資料等の提出ができる者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p>																								

<p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>エ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>（フ） 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>（ハ） 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>オ 平成11年8月6日（金）から同年9月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が920点以上であること。</p> <p>イ 平成元年4月1日以降に工事が完成し引き渡し完了している林道開設工事、農道工事、県道改良工事等で幅員が4.0m以上、切土量が10,000m³以上のもの（以下「同種工事」という。）及び補強土壁の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p>	<p>ウ (2)のエにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年4月1日以降において同種工事及び補強土壁の工事の現場経験を有すること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年8月6日（金）から同月18日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857-26-7331）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p>
---	---

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

随意契約を行うので、次のとおり公告する。

平成11年8月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量
たい肥化処理装置 (タクシン式急速醗酵堆肥製造装置 (NTB-5型)) 一式
- 2 契約の予定日 平成11年9月17日
- 3 随意契約によることとする理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号に該当するため
- 4 随意契約を予定している相手方の名称
拓進醗酵株式会社
- 5 契約担当部署
鳥取県出納局会計課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7431

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Animal waste composting devices (TAKUSHIN COMPOST MANUFACTURING DEVICES (NTB-5)), 1set
- (2) Expected date to form the contract : September 17, 1999
- (3) Reasons for a private contract : as provided for in the Cabinet Order stipulating special procedures for Local Public Bodies procurement of goods and services (Cabinet Order NO. 372 of 1995) Article 10, Paragraph 1, Item 1
- (4) Contact address and phone number : Accounting Division, Bureau of the Treasury, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan
TEL : 0857-26-7431